

平成28年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会 開催状況（経済部労働政策局人材育成課）

開催年月日 平成28年 3月18日
質問者 日本共産党 佐野 弘美 委員
答弁者 経済部長、職業能力担当局長、
職業訓練担当課長

質問要旨	答弁要旨
<p>三 高等技術専門学院と人材育成等について (一) 高等技専の役割などについて (佐野委員)</p> <p>北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例案が提案されました。高等技専は、道内各地にあって、様々な分野の産業での就労に必要な技術や資格を身につけ、地域での雇用促進につながる重要な役割を果たしてきたと承知しております。</p> <p>その設置目的や果たしてきた役割について、概要をお答えください。</p>	<p>(職業訓練担当課長)</p> <p>高等技専の役割などについてありますが、道では、新規学卒者や求職者の方々などを対象に、就職に結びつく職業能力が身に付けられるよう、さまざまな訓練を行う高等技専を道内8カ所に設置しているところでございます。</p> <p>各技専では、それぞれの地域の経済状況や人材ニーズを踏まえて、機械・金属関連や建築施工関連などの訓練科を設置し、施設内の訓練を行うとともに、専門学校など民間に委託して、介護等の訓練を行うなどして、地域の企業が求める人材の育成や求職者の雇用機会の拡大を図っているところでございます。</p>
<p>(二) 授業料の推移について (佐野委員)</p> <p>今定例会で授業料の値上げに関する提案がされています。これまでの技専の予算と授業料の推移をお示しください。併せて授業料負担が、全国の中でのどのような位置づけかもお答えください。</p>	<p>(職業訓練担当課長)</p> <p>予算と授業料の推移についてありますが、直近5年間における高等技専関連予算をみると、職業訓練に必要な施設の整備費、資材費、管理費等は、おおむね5億円台で推移しているところでございます。</p> <p>授業料は、平成15年度に有償化し、道立高校の授業料と同額の年額11万1,600円とした後も、高校授業料改定に合わせた見直しを行ってきましたが、平成25年度からは、受益者負担の適正化の観点から、年額15万3,600円に改定するとともに、今般の改定により、平成29年度からは、年額18万4,800円とする予定でございます。</p> <p>今般の改定により、授業料の額は、23万7,600円の栃木県、19万9,000円の兵庫県に次いで、全国で3番目の額になるところでございます。</p>
<p>〈指摘〉 (佐野委員)</p> <p>全国で3番目に高い授業料ですが、その分布をみると北海道を含む3道県は年額20万円前後と飛び抜けて高く、その次は31県が11万円台、さらにその半額程度に抑えているのが4県です。地域を支える産業人材の育成は道の大切な役割であり、そこに受益者負担という考え方を持ち出すべきではありません。道が掲げる地方創生、人材育成を推進する上でも、授業料の値上げはすべきではないと強く指摘しておきます。</p>	
<p>(三) 授業料の軽減制度について (佐野委員)</p> <p>高すぎる授業料は、技能を身につけ地元で働くことを目指す人の自立を妨げることにならないのでしょうか。支援のために授業料の減免制度があると承知していますが、制度の概要、実績等をお答えください。</p>	<p>(職業訓練担当課長)</p> <p>授業料の軽減制度についてありますが、授業料は、これまでも、雇用保険受給者や生活保護世帯のほか、住民税非課税など一定の所得基準を満たさない方についても、授業料の全額免除の措置を講じているところでございます。</p> <p>訓練生数に占める減免者数の比率は、平成25年度は、26.4パーセント、平成26年度は、26.9パーセント、平成27年度は、28.3パーセント、3年平均では、27.2パーセントとなっているところでございます。</p> <p>今後についても、高等技専に入校される経済的事情のある方に対しては、引き続き配慮してまいり考えでございます。</p>

質問要旨	答弁要旨
<p>(四) 修了生の就職状況について (佐野委員) 修了生の就職状況について、勤務地や事業規模など、その概要をお答えください。</p>	<p>(職業訓練担当課長) 過去3年間の就職状況についてありますが、平成24年度で、就職者数は434名、就職率は91.0パーセント、平成25年度で、就職者数は445名で就職率は93.5パーセント、平成26年度で、就職者数は397名で、就職率は96.4パーセントとなっており、近年の好景気を背景に、就職率は上昇傾向にあるところでございます。 各技専が管轄する管内へ就職する比率は、3年平均で80.1パーセント、従業員数100人未満の事業所へ就職する比率は、3年平均で70.3パーセントとなっておりまして、高等技専の訓練で得た知識や技術を生かして、主に地域の中小企業に就職しているところでございます。</p>
<p>(五) 高等技専の再編による影響について (佐野委員) 地域の中小企業の人材を輩出している技専の役割は、地方創生においても重要な役割を果たしていると言えます。 多い時には20校あった技専が、2000年には12校、定員1,500名、2015年には8校、定員690名と大きく減少しています。 これでは地方の衰退に拍車をかけるのではないかでしょうか。ここまで減った状況と、影響について、どう受け止め、対応してきたのか伺います。</p>	<p>(職業能力担当局長) 高等技専の再編による影響についてありますが、高等技専は、昭和47年度には、最も多い20校体制となり訓練を行ってまいりましたが、その後の人口の減少や経済状況の変化を踏まえ、各地域生活経済圏を基本に配置する方針とし、平成3年度からは、人材ニーズの高度化に対応する方針を踏まえ、技専の集約化を図るとともに、入校者減少などにより科目維持が困難な技専の統廃合を進めてきたところでございます。 さらには、平成20年3月に策定した「中長期ビジョン」に基づき、設置科目的評価検証や民間との役割分担なども踏まえ、適切に再編を行ってきたところでございます。 この間、技専を分校にしたり、人材開発型施設へ転換を図る場合は、人手不足となっている建設や介護分野など、地域の人材開発に役立つ施設として活用できるよう、委託訓練やセミナーなどの職業訓練を実施し、できる限り地域に影響が出ないように対応してきたところでございます。</p>
<p>(六) 地域における職業訓練について (佐野委員) 地元に技専がなくなってしまった地域に対応するため、分校設置や委託訓練、セミナーが取り組まれたとのことですですが、短期間の訓練で終了する資格だけでは、就労者や事業者の願いに応える人材育成は困難ではないかと疑問が残ります。民間がやらない効率の悪い科目でも、人口の少ない地域でも、地域に必要な職業訓練を行うのは道の役割ではないか、認識を伺います。</p> <p>(佐野委員) これだけ広い本道において、技専が8校しかない地域主導の事業や、民間委託で地域が求める人材育成に努めるとのご答弁でした。これで本当に人材育成に資することができるのか不安に思うところがありますが、そこはしっかりと頑張っていただきたいと申し上げます。</p>	<p>(経済部長) 地域における職業訓練についてありますが、雇用情勢が改善し、幅広い産業で人手不足が生じる中、本道経済の持続的な発展を図るために、地域の産業を支える人材の育成・確保は、大変重要であると考えております。 このため、道では、地域主導の人材開発型施設として高等技専から転換した地域人材開発センターが行う職業訓練や人材育成事業に対して必要な支援を行うとともに、技専における施設内での訓練はもとより、民間教育訓練機関を活用した委託訓練などにより、求職者や在職者などを対象とする訓練を実施しているところでございます。 今後とも、市町村や地域の訓練機関などと連携を図りながら、地域や企業のニーズを踏まえた効果的な職業訓練を実施し、地域が求める人材の育成に努めてまいいる考えでございます。</p>

平成28年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会（経済部審査）開催状況
 （経済部労働政策局雇用労政課）

開催年月日 平成28年3月18日
 質問者 日本共産党 佐野 弘美 委員
 答弁者 労働政策局長、両立支援担当課長

質問要旨	答弁要旨
二 正規雇用化の推進等について (一) 道の受け止めについて (佐野委員) <p>次に、正規雇用化の推進等について伺います。</p> <p>我が会派が行った非正規雇用の若者達との懇談では、「数多くの事務系資格を取ったが、男性の事務総合職では正規雇用に採用されなかった」「夫婦共働きだが、二人とも非正規雇用で低賃金、二人分の給料だからなんとか食べていける状態で、貯蓄する余裕はない。子供など考えられない。」「コンビニで働いているが、正社員になれる見通しもなく、将来に希望がもてない。」等の切実な声が寄せられました。こうした実態を改善するためにも、速やかに実効性のある対策を取ることが求められますが、若者の雇用の現状に対する道の受け止めを伺います。</p> <p>(佐野委員) 食べていくのがやっとの低賃金では、結婚や出産など、とても考えられないというのが若者の実態です。何の保証もない、先が見えない不安定な状態に、多くの若者が置かれています。若者の深刻な雇用状況の実態を共有し、労働条件の改善や正社員化の取組が必要だということでは一致できると思います。</p> <p>(二) 正規雇用化の目標について (佐野委員) 総合戦略で「正規雇用の拡大など若者の就職支援を強化する」と明記されていますが、道として正規雇用化に向けた具体的目標は定まっているのか伺います。</p> <p>(佐野委員) 目標については、何ひとつ答弁がありませんでした。目標もなく、どうやって責任をもって実行するのですか。労働条件の改善、正社員への転換を進めて欲しいと多くの人が願っています。絵に描いた餅ではありません。</p>	<p>(労働政策局長) 非正規で働く若者の現状についてでございますが、本道におきましては、非正規労働者の割合が全国と比べて高く、非正規労働者は、一般的に正規労働者と比べまして、雇用調整の対象となりやすいなどの不安定さ、賃金や福利厚生などの待遇格差、職業能力開発の機会が不足するといった課題を抱えておりまして、未婚者の増加や少子化にもつながることが懸念されております。</p> <p>こうしたことから、道といたしましては、非正規労働者が、それぞれの能力を十分に発揮をし、適正に待遇されるよう、労働条件の改善や正社員化に向けた取組が必要になってくるものと考えているところでございます。</p> <p>(両立支援担当課長) 非正規労働者の正社員化についてでございますが、企業におきましては、労務コストの削減や業務量の変動調整などから、一時的・臨時の労働力として、非正規雇用へのニーズがある一方で、労働者側から見ますと、家計や生計の補助となるパートやアルバイトなどのほか、派遣や契約社員など柔軟な働き方を望む方々もいらっしゃるところです。</p> <p>このため、道といたしましては、働く方々のニーズに応じた労働条件の改善や正社員への転換を支援するなど、良質で安定的な雇用の場の確保に努めまして、道民の方々が安心して働くことのできる環境づくりに取り組んでまいる考え方でございます。</p>

質問要旨	答弁要旨
<p>(三) 具体的取組について (佐野委員) 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、非正規雇用のうち正社員になりたい者の割合は、男性の25歳～29歳で67.2%、30歳～34歳で49.9%となっています。</p> <p>北海道労働福祉実態調査によると、非正規労働者の正規労働者への転換制度について「制度なし・実績なし」が36.2%と最も多く、前回調査よりも増加しています。非正規雇用から正規雇用への転換は徐々に狭まっています。「正社員になりたくてもなれない」という若者の切実な声を受け止め、非正規から正規への転換促進を具体的にどう取り組むのかお答えください。</p>	<p>(労働政策局長) 正規雇用化に向けました取組についてでございますが、非正規労働者は、正規労働者と比べ、賃金や福利厚生の待遇格差などの課題がありますことから、労働条件の改善や正社員化に向けた取組が必要であると考えているところでございます。</p> <p>このため、道ではこれまで、職場環境の整備などを図るアドバイザーを企業に派遣をいたしますとともに、在職者の職業訓練を通じたスキルアップ支援や国の助成金を活用した正社員化の促進などに努めてきたところでありますと、今後とも、北海道労働局や関係団体とも連携をし、一人でも多くの方々が安心して働くことができますよう、就業環境の整備促進に取り組んでまいる考えでございます。</p>
<p>(四) 限定正社員と正社員の違いについて (佐野委員) 総合戦略で「地域限定正社員や短時間正社員など多様な正社員制度の導入に意欲のある企業を支援し、非正規労働者の正社員転換等を促進する」とありますが、限定正社員はこれまでの正社員と何が違うのか、明らかにしてください。</p>	<p>(両立支援担当課長) 多様な正社員などについてでございますが、厚生労働省が設置した「非正規雇用のビジョンに関する懇談会」によりますと、「正規雇用」につきましては、労働契約の期間の定めがない、所定労働時間がフルタイムである、直接雇用である、といった三つの要件を満たすことを原則としており、そのうち職務、勤務地、労働時間等のいずれかが限定的な正社員を「多様な正社員」としているところでございます。</p> <p>道といたしましては、職務、勤務地、労働時間などが限定されない「いわゆる正社員」と「非正規労働者」という働き方の二極化を緩和し、労働者のワーク・ライフ・バランスなどを実現するため、こうした「多様な正社員制度」を普及させることが重要と考えているところでございます。</p>
<p>(五) 限定正社員の活用について (佐野委員) 正社員と限定正社員は性質が違う働き方なので、政府の言う「同一労働同一賃金」から照らせば、違いが出ることになります。では、正社員と違う働き方である限定正社員を、道は正社員と規定し、正規雇用の代替として活用していくのですか。</p> <p>(佐野委員) 非正規労働者の正社員転換を促進する方策の一つとしてということは、限定正社員ではない本来の正社員もしっかりと増やしていくことだと思います。本来の正社員を増加するための具体策を早急に示すことを求めておきたいと思います。</p>	<p>(両立支援担当課長) 多様な正社員制度の活用についてでございますが、非正規雇用で働くことは、多様で柔軟な働き方の選択肢である一方、正規雇用と比較して賃金や福利厚生の待遇格差といった課題を抱えており、働く方々のニーズに応じた正社員化に向けた支援が必要であると考えているところでございます。</p> <p>このため、道といたしましては、非正規労働者の正社員転換を促進する方策の一つとして地域限定正社員や短時間正社員などの「多様な正社員制度」の普及に取り組んでおりまして、本年度、全道6地域で制度普及のためのセミナーを開催するとともに、導入を希望する企業への専門家の派遣や成功事例などを紹介するパンフレットの作成を行っているところでございます。</p>

質問要旨	答弁要旨
<p>(六) 労務管理人材育成事業について (佐野委員) ところで、経済部が労務管理人材育成事業として株式会社北海道二十一世紀総合研究所に事業委託していると承知していますが、この事業はどういった事業で、この事業にかかった予算はいくらでしょうか。</p>	<p>(両立支援担当課長) 労務管理人材育成事業についてでございますが、この事業は、道内の非正規労働者の割合が高い水準で推移していることを踏まえ、非正規労働者の待遇改善や正社員化を促進するため、企業に対する意識啓発や就業環境の整備促進を図ることを目的に、平成26年度に実施したところでございます。 この事業では、道内14か所でのセミナーの開催や、就業環境の改善に意欲のある15社にコーディネーターを派遣して社内規定の整備や運用等の助言を行うとともに、正社員化に向けた手法などをまとめた手引書を作成して関係団体や企業へ配布したところであり、委託額は1,449万4,500円でございます。</p>
<p>(七) 正規雇用と非正規雇用の定義について (佐野委員) この委託事業で行われた中に「待遇改善や正社員化により非正規労働者の能力を活かそう」という冊子がありますが、この中で正規雇用と非正規雇用の定義はどのように記載されていますか。</p>	<p>(両立支援担当課長) 正規雇用と非正規雇用についてでございますが、この委託事業で作成した手引書においては、正規雇用と非正規雇用について、厚生労働省の「望ましい働き方ビジョン」を引用し、「期間の定めがない、フルタイム、直接雇用」を満たす場合を「正規雇用」とし、それ以外を「非正規雇用」としているところでございます。</p>
<p>(八) 限定正社員の拡大について (佐野委員) 限定正社員は、正社員よりも容易に解雇がしやすくなることが国会でも指摘されてきました。働く場所や仕事の内容を限定した雇用契約のため、勤務先の工場や店舗の閉鎖、これまであった業務が廃止されれば、解雇の対象となり得ます。道は限定正社員の危険性を認識した上で、拡大を行おうとしているのでしょうか。</p> <p>(佐野委員) 限定正社員は、解雇要件に関して、道は、正社員と同様であるとの認識にあるようですが、私はそうは思いません。2007年にアパレル大手が、アルバイトや契約社員を大量に限定正社員にして話題になりました。待遇は、時給をそのまま月給制にし、実力評価で一時金を出すという内容でした。正社員にはなったものの、労働者は労働強化になり、離職が後を絶たないといわれています。</p>	<p>(両立支援担当課長) 多様な正社員制度の普及についてでございますが、道では、非正規労働者が、それぞれの能力を十分に発揮し、適正に処遇されるよう、働く方々のニーズに応じた正社員化に向けた取組が必要であると考えているところでございまして、その方策の一つとして、地域限定正社員や短時間正社員など多様な正社員制度の普及に向けて取り組んでいるところでございます。 なお、解雇につきましては、勤務地や職務が限定されておりましても、事業所閉鎖や職務廃止の際に直ちに解雇が有効となるわけではなく、労働契約法第16条の「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」との規定に基づき判断されるものと考えているところでございます。</p>

質問要旨	答弁要旨
<p>(九) 限定正社員化の促進について</p> <p>(佐野委員)</p> <p>労働契約で有期雇用が5年を超えた後無期雇用に転換できることになりましたが、労働条件はそのままよいとされ、厚生労働省は勤務地や職務が限定されている労働者は「正社員と同列に扱われることにならない」と通達を出しています。限定正社員化の促進は、名前こそ正社員ですが、正社員未満の雇用条件でいいことになり、結果として正規雇用の拡大とは言えないと考えますが、いかがです。</p> <p>(佐野委員)</p> <p>繰り返しになりますが、正規雇用化を進めるのなら、限定正社員だけでなく、本来の正社員もきちんと増やしていくべきです。それ以前に、本道を担う若い世代にきちんと定住してもらおうと言っているときに、安定できる仕事がない、さらに正社員を増やしていく目標もない、これでは雇用対策が極めて貧弱なものと言われても仕方がありません。厚労白書にもありました、正規雇用になりたいと願っている非正規雇用の人達の願いは、本来の正社員化です。若者達の願いに応える雇用対策の抜本的な転換を行うことが必要だと強く指摘をして、次の質問に移ります。</p>	<p>(労働政策局長)</p> <p>多様な正社員制度の導入促進についてでございますが、賃金などの労働条件につきましては、多様な正社員であることを問わず、働く方々のそれぞれの能力や責任の大きさなどといった、働き方に見合った均衡ある待遇がなされることが重要であると考えているところでございます。</p> <p>道におきましては、非正規労働者の雇用の安定と公正な待遇の確保に向けた働き方の一つとしまして、地域限定正社員や短時間正社員などの「多様な正社員制度」の普及に向けて取り組んでいるところであります。正規雇用を希望する非正規労働者の方々が一人でも多く雇用の安定した正社員として働くことができますよう、引き続き努めてまいる考えでございます。</p>

平成28年 第1回 北海道議会定例会 予算特別委員会【経済部所管】開催状況

開催年月日 平成28年3月18日(金)
 質問者 日本共産党 佐野 弘美 委員
 答弁者 経済部長、環境・エネルギー室長
 環境・エネルギー室参事

質問要旨	答弁要旨
三 原発・エネルギー政策等について (一) 電源構成について (佐野委員) <p>東京電力福島第一原発のメルトダウン事故から5年たち、共同通信が全国の首長に原発のエネルギー比率について引き下げるか、将来的にゼロとするのかというアンケートをとりました。比率低減が44.6%、全廃は21%となり、原発の安全性や核廃棄物処理への不安を解消できないとして、再生可能エネルギーへの転換を望む声が目立ったと報道されています。知事は、「多様な電源構成とすることが必要」と答え、将来的にゼロとすることにも言及していないのはなぜでしょうか。省エネ・新エネ条例にのつとった回答となっていないではありませんか、お答えください。</p>	(環境・エネルギー室長) <p>アンケートについてありますが、今般、共同通信社が実施したアンケートについては、福島第一発電所の事故を踏まえて、国としてのエネルギー政策がどうあるべきかを問う趣旨であったため、「エネルギーについては、社会経済の変化への柔軟な対応が図られるよう、安全性、安定供給、経済効率性、環境適合を基本的視点としながら、それぞれの電源の特性が活かされた多様な構成とすることが必要」と回答したところです。</p>
(一) 一再 (佐野委員) <p>道は、国のエネルギー政策として、多様な構成とすることが必要と答えましたが、そこに原発は含まれているのでしょうか、お答えください。</p>	(環境・エネルギー室長) <p>原発についてありますが、再稼働につきましては、国が前面にたち、立地自治体と関係者の理解を得るよう取り組むこととしているところであります。国が責任を持って安全性やエネルギー政策上の必要性などに関する説明を行うべきものと考えております。</p>
(一) 一再々 (佐野委員) <p>今は川内原発2基しか稼働していない状況にありますが、多様な構成が必要だということであれば、原発の再稼働を前提にしなければ、多様な構成といえないと考えるのですが、いかがでしょうか。</p>	(環境・エネルギー室長) <p>原発についてありますが、再稼働につきましては、国が前面にたち、立地自治体と関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととしているところであります。国が責任を持って安全性やエネルギー政策上の必要性などに関する説明を行うべきものと考えております。</p>
(二) 再生可能エネルギーの割合について (佐野委員) <p>次に伺いますが、再生可能エネルギーの供給量と道内供給量に占める割合はどうなっているのでしょうか、お答えください。</p>	(中島参事) <p>新エネルギーによる発電電力量についてですが、平成26年度の道内における風力、太陽光、地熱による発電電力量は、10億8,000万キロワットアワーであり、総発電電力量395億6,200万キロワットアワーの2.7パーセントとなっており、平成22年度の1.5パーセントに比べ年々増加しているところでございます。</p>
(佐野委員) <p>比率としては、1.5パーセントから2.7パーセントになったとお答えになりましたが、発電電力量が減少している中でそうなっているだけで、4億3,200万キロワットアワー増えただけにすぎません。</p>	(山野参事) <p>再生可能エネルギーに関する予算についてですが、環境・エネルギー室における省エネ・新エネルギーの導入促進に係る予算額につきましては、平成24年度が3億3,905万円、平成25年度が3億7,997万円、平成26年度が4億1,303万円、平成27年度が4億246万円、平成28年度が4億4,696万円となっております。</p>
(三) 再生可能エネルギーの予算編成について <p>それでは、再生可能エネルギーの予算編成について伺いますが、道が常日ごろから全国一のポテンシャルを持つと公言している再生可能エネルギーの推進に関する予算について、これまでの推移と16年度予算はどのくらいになっているのかお示し下さい。</p>	(環境・エネルギー室長) <p>新エネルギーの導入拡大についてですが、道では、現在、見直しを行っている「省エネ・新エネ促進行動計画」に基づき、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう道内のさまざまな資源を活かして、その導入拡大の取組を進めていくことが重要と考えております。来年度におきましても、「一村一エネ事業」をはじめ、新たに、雇用創出や経済活性化につなげていくエネルギー自給・地域循環システムの構築に向けた検討のほか、中小水力、地熱などの導入促進のための取組などを通じて、引き続き、地域の特性や取組の熟度に応じ</p>

質問要旨	答弁要旨
(三) 一再々 (佐野委員)	たきめ細かな支援に努めることとしております。 道といたしましては、今後とも、全国トップクラスのポテンシャルを最大限に發揮した、新エネルギーの導入が着実に進むよう、地域や企業の皆様と連携のもと取り組んでまいる考えでございます。
(四) 欠	
(五) 再エネ特措法の動向について (佐野委員)	(環境・エネルギー室長) 新エネルギーの導入拡大についてありますが、本道の豊かなポテンシャルを背景に、新エネルギーの導入は着実に拡大しており、今後の導入拡大が期待されるバイオマスなどのエネルギー地産地消の取組支援や、大型プロジェクトの実現などにより、平成32年度までの導入を目指す数値目標の実現に向け道として引き続き、取り組んでまいる考えでございます。
(六) 北電泊原発に関連する交付金と税収の状況について (佐野委員)	(赤塚参事) 再エネ特措法の動向についてでございますが、平成24年7月に施行されました再エネ特措法に基づき、固定価買取制度が開始されて以降、太陽光に集中した導入や設備認定を受けても稼働しない案件の増大、系統制約の課題などが生じてきましたことから、国では、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るための見直しを行ったところでございます。 今回の見直しでは、系統への接続契約の締結を要件化する新たな認定制度の創設や事業者間の競争を通じた買取価格低減を実現するための入札制の導入、再生可能エネルギー電気の買取義務者を、小売電気事業者等から一般送配電事業者に変更するなどとしており、こうした内容を踏まえた改正案が、今通常国会に提出されたと承知してございます。
(七) 原発関連の収入について (佐野委員)	(山野参事) 原子力発電所に関連する交付金と税収についてでございますが、国におきましては、電源開発促進税法など、いわゆる電源三法に基づき、発電用施設の周辺地域における公用施設の整備等の促進や地域住民の福祉の向上を図るため、電源立地地域対策交付金の制度を設けているほか、道に対しましては、原子力発電所周辺における放射線監視や緊急時における住民の安全確保などに要する経費に充てるための交付金が交付しております。 また、道においては、泊原発周辺地域における住民の安全確保や地域活性化などを図るため、関係の町村が実施する事業に対して、交付金を交付しております。 関連する税収としましては、発電施設などに課税する固定資産税のほか、泊原発の立地に伴う安全対策などの費用に充てるため、原子炉の設置者に対して課税する核燃料税がございます。

質問要旨	答弁要旨
<p>(八) 岩宇4町村の財政に占める原発マネーの割合について</p> <p>(佐野委員)</p> <p>給付金も含めて1,415億円、再エネの予算から見ると桁外れのすごい金額であると驚くばかりであります。</p> <p>原発マネーに依存した財政状況が心配されるところですが、岩宇4町村の財政に占める原発マネーの割合は、それぞれどのようになっているのかお示し下さい。</p>	<p>(山野参事)</p> <p>原子力発電所に関する収入の割合についてでございますが、泊原発1号機が営業運転を開始した平成元年度から平成26年度までの26年間における、岩宇4町村の一般会計歳入総額に占める原子力発電所関連の収入割合は、泊村では61.4%、共和町で3.6%、岩内町で4.3%、神恵内村で6.9%となっております。</p>
<p>(九) 電源立地地域対策交付金の見直しによる影響と見通しについて</p> <p>(佐野委員)</p> <p>これまで以上に依存度が高まっており心配です。さらに、国は、稼働していない原発の場合、これまで一律81%のみなし稼働率から、68%を上限に引き下げましたが、これまでの推移と今後の見通しはどうか伺います。</p>	<p>(山野参事)</p> <p>電源立地地域対策交付金の見直しによる影響などについてでございますが、電源立地地域対策交付金の一部につきましては、運転停止期間中も一定程度稼働しているものとみなし算定され、平成27年度までののみなし稼働率は全国一律81%とされてきたところでありますが、平成28年度からは、稼働実績や実際の運転状況等を踏まえ、みなし稼働率の上限値が68%に変更されたところでございます。</p> <p>この見直しによる、周辺地域の関係交付金の影響は、平成27年度の約13億円から平成28年度は約6千万円減額される見込みとなっております。</p>
<p>(九) 一再 電源立地地域対策交付金の見直しによる影響と見通しについて</p> <p>(佐野委員)</p> <p>再稼働しないと減額される、財政面で厳しくなるので再稼働への圧力となりかねません。この原発マネーによる財政依存度が高いまま、経過してきた地域にとって、原発再稼働の判断を迫られる圧力となりはしないのか伺います。</p>	<p>(経済部長)</p> <p>泊原発についてでありますが、再稼働につきましては、国が前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むとしているところであります。関係自治体の範囲も含め、国が責任を持って、具体的な手続きを明確に示すとともに、安全性やエネルギー政策上の必要性などに関する説明を行うべきものと考えております。</p>
<p>(九) 一再々</p> <p>(佐野委員)</p> <p>これまで立地地域の困難を原発で再生できるかのような構造的な問題を作っていました。そのもとで原発が稼働しないことを理由に交付金を減額するのは地方の財政を締め上げ再稼働への大きな圧力になる、そういう影響が懸念もされないのでしょうか。</p>	<p>(経済部長)</p> <p>繰り返しのお尋ねでありますけども、いずれにいたしましても、再稼働につきましては、国が前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むとしているところでございます。関係自治体の範囲も含め、国が責任を持って、具体的な手続きを明確に示すとともに、安全性やエネルギー政策上の必要性などに関する説明を行うべきものと考えております。</p>
<p>(佐野委員)</p> <p>原発再稼働を前提として自治体への圧力をかけているという疑惑は拭えません。また、最初の御答弁でも再稼働を前提としているか否か、明らかにされず、納得できません。これらのことに関しましては知事に直接伺いたいと思いますので、委員長のお取りはからいをよろしく御願いいたします。</p>	